

六ヶ所村会計年度任用職員 採用希望者登録制度のご案内

*会計年度任用職員とは、1会計年度（4月1日～翌年3月31日）の範囲内を任期として任用される非常勤の公務員です。

村では、令和8年4月1日から1年間を通じ、勤務していただける方を募集します。

この登録制度は、職種や勤務場所等を事前に登録していただき、必要に応じて条件に合う方を登録者の中から選考し、会計年度任用職員として任用するものです。ご登録は、任用を確定するものではありませんので、ご了承ください。

1. 募集人数等（令和7年11月1日時点における令和8年度の採用予定人数となります）

	職種	人数	業務内容	必要な免許・経験等	勤務場所
1	事務補助員	40人程度	文書整理、データ入力、電話・窓口対応等	パソコンの基本操作及びワード、エクセルを利用できる方	役場本庁又は出先機関
2	事務補助員（障がい者枠）	4人程度	障がいの程度に応じ、業務内容を相談します。	障害者手帳（身体障害者手帳・養育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている方	役場本庁又は出先機関
3	放課後児童支援員（補助員含む）	20人程度	放課後教室において児童へ遊びの提供や生活指導等	特になし	わいわい塾（泊）、なかよし塾（尾駈）、にこにこ塾（倉内）又はわくわく塾（千歳平）
4	用務員	8人程度	施設的环境整備等運営上必要な業務	特になし	各小中学校など
5	学校教育支援員	21人程度	教育上特別の支援が必要な児童生徒に対する授業や学校生活における支援業務	特になし	各小中学校
6	教育相談員	4人程度	不登校、進学、子育て、特別支援教室等における相談業務	教員免許を有している方	中央公民館（教育相談室）
7	運転技能員	1人程度	建設系車両の管理並びに草刈り除雪業務	大型特殊自動車免許 車両系建設機械運転技能講習	役場本庁
8	施設管理員	1人程度	村道の維持管理業務	特になし	役場本庁

*欠員状況や登録者の資格・免許等に応じて別の職種で勤務をお願いすることがあります。

2. 登録から勤務開始までの流れ



*1 合否の連絡は、3月中旬以降に文書で通知します。

*2 登録の有効期限は、登録した日から1年を経過した日の属する年度の末日（3月31日）までです。不採用の場合でも、4月以降に欠員等が生じた際に採用される場合があります。

（例）令和7年12月1日に登録した場合は、令和9年3月31日が登録の有効期限となります。

<注1>地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する者は登録することができません。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 六ヶ所村の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

<注2> 登録者が次のいずれかに該当するときは、登録は取り消されます。

- ア 登録の有効期間が満了したとき。
- イ 本人から取消しの申出があったとき。
- ウ 登録の内容に偽りがあったとき。
- エ 採用されたとき。
- オ 採用されることを辞退したとき。

3. 主な勤務条件

勤務条件等	内 容
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項
任 期	4月1日から翌年3月31日までの間で設定します。
勤 務 時 間	パートタイム：週29時間（代表的な例：1日5～6時間×5日）で勤務時間を割り振りします。 *1 フルタイムの職は現在募集していません。 *2 勤務場所によっては、交代で早出遅出勤務を命ずることがあります。
基本報酬 (基本給)	パートタイム（週29時間勤務）の場合 事務補助員（障がい者枠含む） 月額157,000～162,000円程度 放課後児童支援員、学校教育支援員 月額161,000～165,000円程度 用務員、施設管理員 月額152,000～156,000円程度 教育相談員 月額186,000～190,000円程度 運転技能員 月額169,000～171,000円程度 *1 金額は、経験等によって決定されます。また、人事院勧告や青森県人事委員会勧告を踏まえた給与改定及び制度改正等によって、任期中に金額が変わることがあります。 *2 上記の職種以外の職種に採用されることとなった場合は、別途金額をお知らせします。
手 当 等	基本報酬（基本給）のほかに、時間外勤務報酬（時間外勤務手当）、期末手当、勤勉手当（ボーナス）及び通勤に係る費用等がそれぞれの規定に基づき支給されます。
勤務を要しない日（休み）	原則として、土曜日、日曜日、祝日および年末年始 *イベント等により休みの日に勤務を命ずることがあります。
休 暇 等	年次有給休暇、特別休暇（有給のものと無給のものがあります。）
福 利 厚 生	青森県市町村職員共済組合管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険、地方公務員災害補償等
そ の 他	○1か月間の条件付採用期間があり、この期間を良好に勤務した場合に正式に会計年度任用職員として採用されます。 ○地方公務員法に規定する服務（職務専念義務、守秘義務等）及び懲戒等に関する規定の対象となります。

4. 申込みについて

- 申込期間 令和7年12月1日(月)8:15から12月16日(火)17:00まで
- 申込の方法 六ヶ所村電子申請・届出システムから申し込みください。
*村ホームページ又は『六ヶ所村電子申請・届出』で検索してください。
*スマートフォン、パソコン等をお持ちでない方又は操作に不安のある方のみ書類での受付を行います。書類は、総務課窓口へ直接持参するか下記の住所へ郵送してください。

電子申請は
こちら



5. お問い合わせ先

六ヶ所村 総務課 人事・政策法務グループ
〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475番地 六ヶ所村役場2F
☎0175(72)1980
✉jinji@rokkasho.jp
<お問い合わせ時間>
午前8時15分～午後5時
*土曜日、日曜日、祝日および年末年始を除きます